

【公開版】

提出年月日	令和2年3月31日 R21
日本原燃株式会社	

六ヶ所再処理施設における
新規規制基準に対する適合性

安全審査 整理資料

第40条 工場等外への放射性物質等
の放出を抑制するための設備

提出後の資料修正予定部分について

使用目的のための設備から〇〇設備を設備区分として記載する構成に変更するため、本文の構成の組み換えを実施する。また、設備構成の変更に伴う他設備の読み込み部分の変更も修正を実施する。添付資料の 33 条展開については、他条文との記載の横並びを図りつつ精査を実施する。

ロ. 再処理施設の一般構造

ロ. 再処理施設の一般構造に係る記述及び(1) 核燃料物質の臨界防止に関する構造の記述を以下のとおり変更する。また、(2) 放射線のしゃへいに関する構造を(2) 放射線の遮蔽に関する構造とし、これに係る記述を以下のとおり変更するとともに、(3) 使用済燃料等の閉じ込めに関する構造、(4) 火災及び爆発の防止に関する構造及び(5) 耐震構造の記述を以下のとおり変更する。さらに、(6) 耐津波構造の記述を以下のとおり追加するとともに、(6) その他の主要な構造の付番を(7)とし、これに係る記述を以下のとおり変更又は追加する。

(h) 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備

再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生した場合において、工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な重大事故等対処施設を設置及び保管する。

工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備は、「大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備」、「工場等外への放射線の放出を抑制するための設備」、「海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備」及び「再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災に用いる設備」で構成する。

リ．その他再処理設備の附属施設の構造及び設備

その他再処理設備の附属施設の構造及び設備のうち、(1) 動力装置及び非常用動力装置の構造及び設備、(2) 給水施設及び蒸気供給施設の構造及び設備並びに(4) その他の主要な事項の(i) 分析設備の記述を以下のとおり変更する。また、(4) その他の主要な事項に(ii) 化学薬品貯蔵供給設備、(iii) 火災防護設備、(iv) 竜巻防護対策設備、(v) 溢水防護設備、(vi) 補機駆動用燃料補給設備、(vii) 放出抑制設備、(viii) 緊急時対策所、(ix) 通信連絡設備及び(x) 運搬設備の記述を以下のとおり追加する。

(vii) 放出抑制設備

(a) 重大事故等対処施設

(イ) 放水設備

再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、大気中へ放射性物質の放出に至るおそれのある場合、建物に放水することで放射性物質の放出を抑制するために、放水設備、水供給設備の一部、補機駆動用燃料補給設備の一部、代替工程計装設備の一部、代替安全冷却水系の一部を設置及び保管する。

水供給設備については「(2) 給水施設及び蒸気供給施設の構造及び設備 (i) 給水施設 (b) 主要な設備 (ロ) 重大事故等対処施設
2) 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備」に、補機駆動用

燃料補給設備については「(4) その他の主要な事項 (vi) 補機駆動用燃料補給設備」に、代替工程計装設備については「へ. 計測制御系統施設の設備 (3)主要な工程計装設備の種類 (ii) 重大事故等対処設備 (a) 計測制御計 (b) 代替計測制御系」に、代替安全冷却水系は「(2) 給水施設及び蒸気供給施設の構造及び設備 (i) 給水施設 (b) 主要な設備 (ii) 重大事故等対処施設 1) 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」に示す。

再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋において重大事故等が発生し、工場等外への放射線の放出に至るおそれのある場合、放射線の放出を抑制するために、放水設備、水供給設備の一部、補機駆動用燃料補給設備の一部、代替工程計装設備の一部及び代替安全冷却水系の一部を設置及び保管する。

水供給設備については「(2) 給水施設及び蒸気供給施設の構造及び設備 (i) 給水施設 (b) 主要な設備 (ii) 重大事故等対処施設 2) 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備」に、補機駆動用燃料補給設備については「(4) その他の主要な事項 (vi) 補機駆動用燃料補給設備」に、代替工程計装設備については「へ. 計測制御系統施設の設備 (3)主要な工程計装設備の種類 (ii) 重大事故等対処設備 (a) 計測制御計 (b) 代替計測制御系」に、代替安全冷却水系については「(2) 給水施設及び蒸気供給施設の構造及び設備 (i) 給水施設 (b) 主要な設備 (ii) 重大事故等対処施設 1) 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」に示す。

再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災が発生した場合、航空機燃料火災及び化学火災に対応するために、放水設備、水供給設備の一部、補機駆動用燃料補給

設備の一部，代替工程計装設備の一部，代替安全冷却水系の一部及び重大事故等対処設備の一部を設置及び保管する。

水供給設備については「(2) 給水施設及び蒸気供給施設の構造及び設備 (i) 給水施設 (b) 主要な設備 (ロ) 重大事故等対処施設」に，補機駆動用燃料補給設備については「(4) その他の主要な事項 (vi) 補機駆動用燃料補給設備」に，代替工程計装設備については「へ. 計測制御系統施設の設備 (3) 主要な工程計装設備の種類 (ii) 重大事故等対処設備 (a) 計測制御計 (b) 代替計測制御系」に，代替安全冷却水系については「(2) 給水施設及び蒸気供給施設の構造及び設備 (i) 給水施設 (b) 主要な設備 (ロ) 重大事故等対処施設 1) 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」に示す。

(ロ) 抑制設備

再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し，再処理施設の敷地に隣接する尾駁沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれが生じた場合，放射性物質の流出を抑制するために，補機駆動用燃料補給設備の一部，抑制設備の一部及び代替安全冷却水系の一部を設置及び保管する。

補機駆動用燃料補給設備については「(4) その他の主要な事項 (vi) 補機駆動用燃料補給設備」に，代替安全冷却水系については「(2) 給水施設及び蒸気供給施設の構造及び設備 (i) 給水施設 (b) 主要な設備 (ロ) 重大事故等対処施設 1) 冷却機能の喪失による

蒸発乾固に対処するための設備」に示す。

(b) 主要な設備

1) 放出抑制設備

a) 放水設備

[可搬型重大事故等対処設備]

- ・大型移送ポンプ車 (MOX燃料加工施設と共用)

台 数 15台 (予備として故障時及び待機除外時の
バックアップを8台)

容 量 1,800m³/h

- ・可搬型放水砲 (MOX燃料加工施設と共用)

台 数 14台 (予備として故障時のバックアップを
7台)

- ・可搬型建屋外ホース (MOX燃料加工施設と共用)

数 量 1式

b) 抑制設備

[可搬型重大事故等対処設備]

- ・可搬型汚濁水拡散防止フェンス (MOX燃料加工施設と共用)

数 量 292枚 (予備として故障時のバックアップを
146枚)

- ・放射性物質吸着材 (MOX燃料加工施設と共用)

数 量 1式

- ・小型船舶 (MOX燃料加工施設と共用)

数 量 3艇 (予備として故障時及び待機除外時の
バックアップを2艇)

- ・運搬車 (MOX燃料加工施設と共用)

台 数 3台（予備として故障時及び待機除外時の
バックアップを2台）

1.9.39 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備

(工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備)

第四十条 再処理施設には、重大事故が発生した場合において工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な設備を設けなければならない。

(解釈)

第40条に規定する「放出を抑制するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じた設備をいう。

- 一 再処理施設の各建物に放水できる設備を配備すること。
- 二 放水設備は、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応できること。
- 三 放水設備は、移動等により、複数の方向から再処理施設の各建物に向けて放水することが可能なこと。
- 四 放水設備は、再処理施設の各建物で同時使用することを想定し、必要な台数を配備すること。
- 五 建物への放水については、臨界安全に及ぼす影響をあらかじめ考慮すること。
- 六 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制する設備を整備すること。

適合のための設計方針

工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備として、再処理施設の各建物で重大事故等が発生し、大気中へ放射性物質の放出に至る

おそれのある場合において、工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために放水設備を設ける設計とする。

放水設備は、移動等により複数の方向から再処理施設の各建物に向けて放水することが可能であり、再処理施設の各建物で同時使用することを想定し、必要な台数を配備する。

建物への放水については、臨界安全に及ぼす影響をあらかじめ考慮し実施する。

海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するために抑制設備を設ける設計とする。

また、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災に対応できる設備として、放水設備を設ける設計とする。

添付書類六の下記項目参照

1.7.18 重大事故等対処施設に関する設計

9.14 放出抑制設備

添付書類八の下記項目参照

4.1.5 個別手順等

9.14 放出抑制設備

9.14.1 概要

工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備として、再処理施設の各建物で重大事故等が発生し、大気中へ放射性物質の放出に至るおそれのある場合において、工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために放水設備を設ける設計とする。

放水設備は、移動等により複数の方向から再処理施設の各建物に向けて放水することが可能であり、再処理施設の各建物で同時使用することを想定し、必要な台数を配備する。

建物への放水については、臨界安全に及ぼす影響をあらかじめ考慮し、実施する。

海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するために抑制設備を設ける設計とする。

また、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災に対応できる設備として、放水設備を設ける設計とする。

9.14.2 設計方針

(1) 多様性，位置的分散

基本方針については、「1.7.18 重大事故等対処施設に関する設計」の「(1) 多様性，位置的分散，悪影響防止等」の「a. 多様性，位置的分散」に示す。

i) 可搬型重大事故等対設備

放水設備は，転倒しないことを確認する，又は必要により固縛等の処置をするとともに，基準地震動による地震力により生じる敷地下斜面のすべり等の影響を受けない防火帯の内側の複数の保管場所に位置的分散することにより，再処理施設から 100m以上の離隔距離を確保した場所に保管する設計とする。

抑制設備のうち放射性物質吸着材及び小型船舶は，再処理施設から離れた外部保管エリアの第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に分散して保管する設計とする。

抑制設備は，転倒しないことを確認する，又は必要により固縛等の処置をするとともに，基準地震動による地震力により生じる敷地下斜面のすべり等の影響を受けない防火帯の内側の複数の保管場所に位置的分散することにより，再処理施設から 100m以上の離隔距離を確保した場所に保管する設計とする。

故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して放水設備は，再処理施設から 100m以上の離隔距離を確保した上で保管する設計とする。

故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して抑制設備は，再処理施設から 100m以上の離隔距離を確保した上で保管する設計とする。

(2) 悪影響防止

基本方針については、「1.7.18 重大事故等対処施設に関する設計」の「(1) 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」の「b. 悪影響防止」に示す。

i) 可搬型重大事故等対設備

放水設備は, 他の設備から独立して保管及び使用することで, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

抑制設備は, 他の設備から独立して保管及び使用することで, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

可搬型放水砲は, 建屋への放水により, 当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

大型移送ポンプ車は, 回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

(3) 個数及び容量等

基本方針については、「1.7.18 重大事故等対処施設に関する設計」の「(2) 個数及び容量等」に示す。

i) 可搬型重大事故等対設備

大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する大型移送ポンプ車は, 前処理建屋, 分離建屋, 精製建屋, ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋, 高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の最高点である屋上に放水又は広範囲に放水するために必要な $1,800\text{m}^3/\text{h}$ のポンプ流量を有する設計とするとともに, 保有数は, 必要数として7台, 予備として故障時及び保守点検による待機除外時バック

アップを8台の合計15台を確保する。

工場等外への放射線の放出を抑制するために使用する大型移送ポンプ車は、燃料貯蔵プール等へ大容量の注水を行うために必要な1,800m³/hのポンプ流量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時バックアップを3台の合計5台を確保する。

再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災に使用する大型移送ポンプ車は、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災に対応するために必要な1,800m³/hのポンプ流量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時バックアップを3台の合計5台を確保する。

大型移送ポンプ車は、放水設備及びスプレイ設備で同時に要求される複数の機能に必要な1,800m³/hのポンプ流量を有する設計とし、兼用できる設計とする。

待機除外時バックアップについては、同型設備である「9.4.2 重大事故対処施設」の大型移送ポンプ車の待機除外時バックアップ用1台と兼用する。

大型移送ポンプ車は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処するために必要となる容量等を有する設計とする。

大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する可搬型放水砲は、大気中への放射性物質の放出抑制に対して、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の最高点である屋上に放水

又は広範囲に放水するために必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として7台、予備として故障時バックアップを7台の合計14台を確保する。

再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災に使用する可搬型放水砲は、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災に対応するために必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時バックアップを1台の合計2台を確保する。

可搬型放水砲は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処するために必要となる容量等を有する設計とする。

第1貯水槽から可搬型放水砲又は使用済燃料受入れ・貯蔵建屋へ敷設する可搬型建屋外ホースは、複数ルートを考慮して最長となるルートに必要なホースの長さを満足する必要数一式に加え、予備として故障時バックアップ一式を保管する。

可搬型建屋外ホースは、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処するために必要となる容量等を有する設計とする。

可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として各設置場所の幅に応じた個数計146個に加えて、予備として故障時バックアップを146個の合計292個を確保する。

可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処するために必要となる容量等

を有する設計とする。

小型船舶は、海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するために必要な可搬型汚濁水拡散防止フェンスを尾駁沼に設置できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1艇、予備として故障時及び保守点検による待機除外時バックアップを2艇の合計3艇を確保する。

小型船舶は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処するために必要となる容量等を有する設計とする。

運搬車は、海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するために必要な排水路に設置する、可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶を運搬できる設計とするとともに、保有数は、必要数として、1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時バックアップを2台の合計3台を保管する。

待機除外時バックアップについては、同型設備である「9.5.2.1 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備」及び「9.4.2 重大事故対処施設」の運搬車の待機除外時バックアップ用1台と兼用する。

運搬車は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処するために必要となる容量等を有する設計とする。

放射性物質吸着材は、再処理施設からの排水路を考慮して、それぞれの排水路の必要数一式に加え、予備として故障時バックアップ一式を保管する。

放射性物質吸着材は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処するために必要となる容量等を有する設計とする。

(4) 環境条件等

基本方針については、「1.7.18 重大事故等対処施設に関する設計」の「(3) 環境条件等」に示す。

i) 可搬型重大事故等対設備

大型移送ポンプ車は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。

可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。

小型船舶は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。

抑制設備のうち可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び小型船舶は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。

放水設備は、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備の転倒防止、固縛を図った設計とする。

放出抑制設備は、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備の転倒防止、固縛を図った設計とする。

放水設備は、「1.7.18 重大事故等対処設備に関する設計」の「(5) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。

抑制設備は、「1.7.18 重大事故等対処設備に関する設計」の「(5) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。

放水設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定が

可能な設計とする。

抑制設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定が可能な設計とする。

(5) 操作性の確保

基本方針については、「1.7.18 重大事故等対処施設に関する設計」の「(4) 操作性及び試験・検査性」の「a. 操作性の確保」に示す。

放水設備は、コネクタ式に統一することにより、現場での接続が可能な設計とする。

9.14.3 主要設備の仕様

放出抑制設備の主要設備の仕様を第 9.14-1 表に示す。

9.14.4 系統構成

大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、大気中へ放射性物質の放出に至るおそれのある場合、放射性物質の放出を抑制するために、可搬型放水砲の設置場所を任意に設定し、第1貯水槽の水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、可搬型放水砲へ供給する。

工場等外への放射線の放出を抑制するための設備は、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、工場等外への放射線の放出を抑制するために、第1貯水槽の水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、燃料貯蔵プール等への大容量の注水を実施する。

海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備は、建物に放水した水が放射性物質を含んでいることを考慮し、再処理施設の敷地内にある排水路を通じて再処理施設の敷地に隣接する尾駁沼及び海洋へ流出することを抑制するために、可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材によって放射性物質の流出を抑制する。

再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災に用いる設備は、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災の対応を行うために、可搬型放水砲の設置場所を任意に設定し、第1貯水槽の水を大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを経由して、可搬型放水砲へ供給する。

上記のうち、大気中への放射性物質の放出を抑制するため、大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースを可搬型重大事故等対処設備と

して配備する。

上記のうち、工場等外への放射線の放出を抑制するため、大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースを可搬型重大事故等対処設備として配備する。

上記のうち、海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するため、可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材、小型船舶及び運搬車を可搬型重大事故等対処設備として配備する。

上記のうち、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災の対応を行うため、大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースを可搬型重大事故等対処設備として配備する。

工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備の系統概要図を第 9.14-S-1 図から第 9.14-S-3 図に示す。

海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備の配置図を第 9.14-S-4 図に示す。

9.14.5 試験・検査

基本方針については、「1.7.18 重大事故等対処施設に関する設計」の「(4) 操作性及び試験・検査性」の「b. 試験・検査性」に示す。

大型移送ポンプ車，小型船舶及び運搬車は，再処理施設の運転中又は停止中に，独立して機能・性能の確認が可能な設計とするとともに，分解又は取替えが可能な設計とする。また，大型移送ポンプ車及び運搬車は，再処理施設の運転中又は停止中に，車両として運転状態の確認が可能な設計とする。

大型移送ポンプ車，及び運搬車は法令要求対象に対する法定検査に加え，維持活動としての点検が実施可能な設計とする。

可搬型建屋外ホース，可搬型放水砲，可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は，再処理施設の運転中又は停止中に，外観の確認が可能な設計とする。

第 9.14-1 表 放出抑制設備の主要設備の仕様

(1) 放水設備

a. 可搬型重大事故等対処設備

- 大型移送ポンプ車 (MOX燃料加工施設と共用)

台 数 15台 (予備として故障時及び待機除外時の
バックアップを8台)

容 量 1,800m³/h

- 可搬型放水砲 (MOX燃料加工施設と共用)

台 数 14台 (予備として故障時のバックアップを
7台)

- 可搬型建屋外ホース (MOX燃料加工施設と共用)

数 量 1 式

(2) 抑制設備

a. 可搬型重大事故等対処設備

- ・ 可搬型汚濁水拡散防止フェンス (MOX燃料加工施設と共用)

数 量 292個(予備として故障時のバックアップを
146個)

- ・ 放射性物質吸着材 (MOX燃料加工施設と共用)

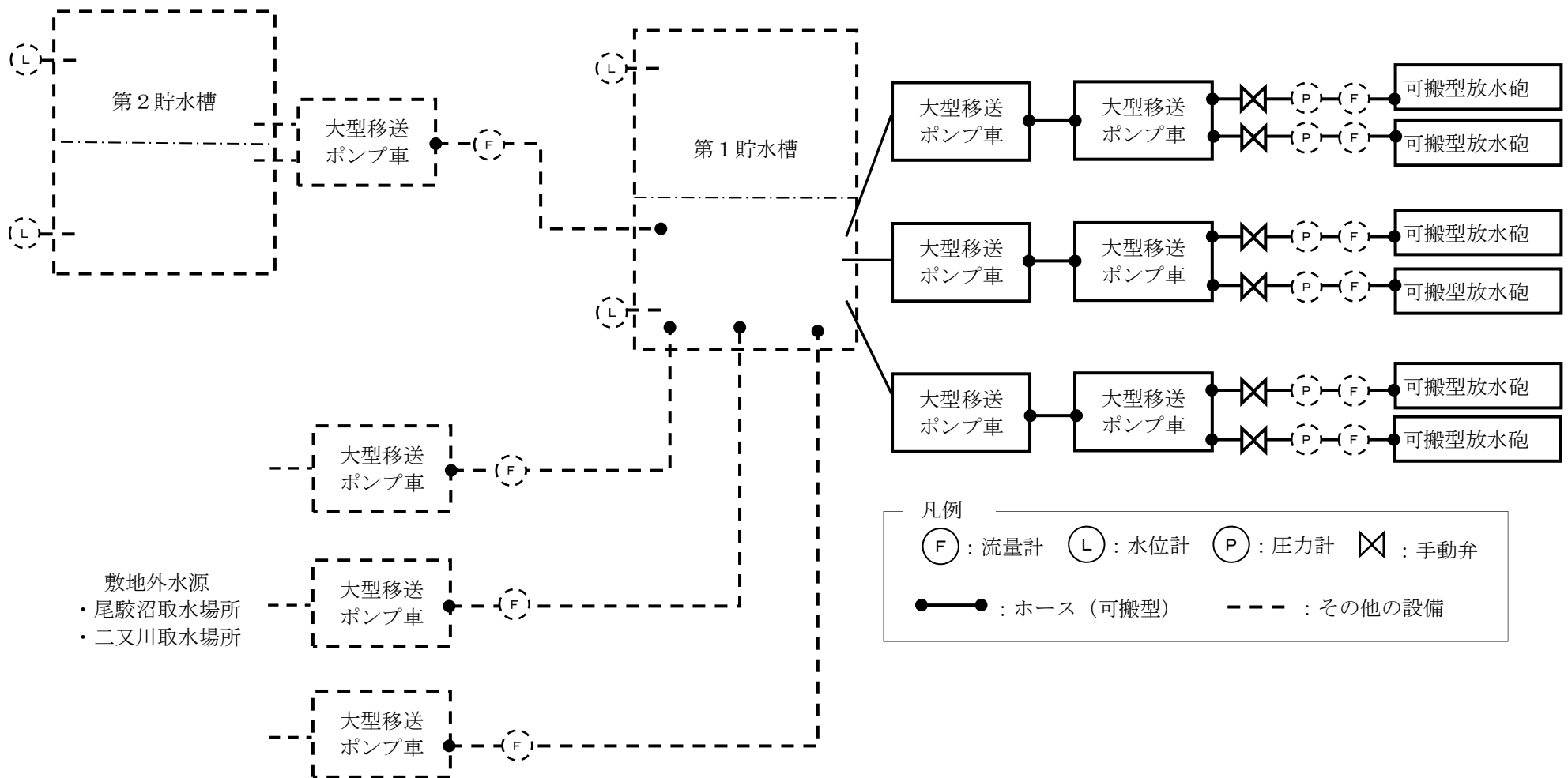
数 量 1 式

- ・ 小型船舶 (MOX燃料加工施設と共用)

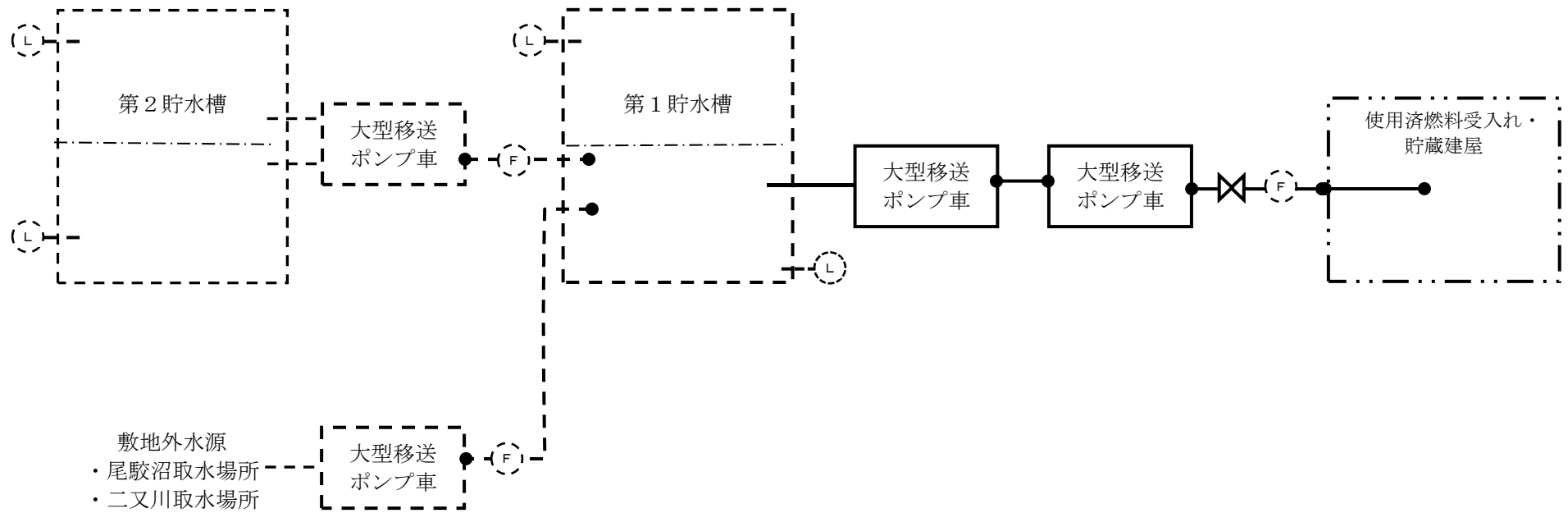
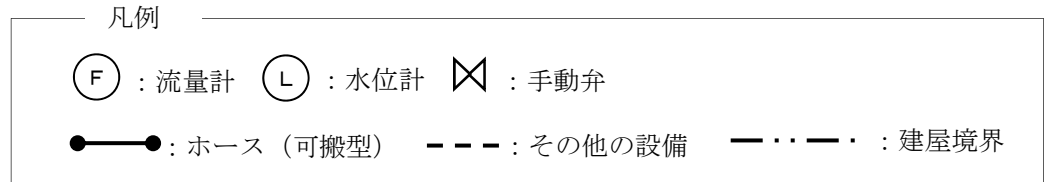
艇 数 3 台 (予備として故障時及び待機除外時の
バックアップを 2 台)

- ・ 運搬車 (MOX燃料加工施設と共用)

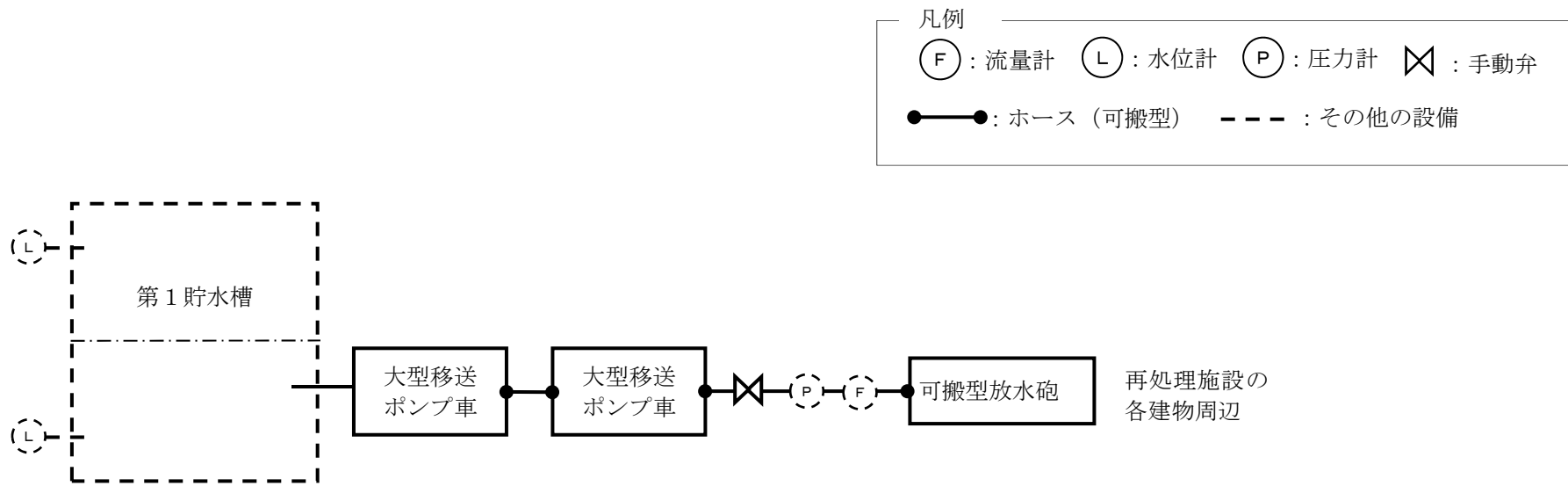
台 数 3 台 (予備として故障時及び待機除外時の
バックアップを 2 台)



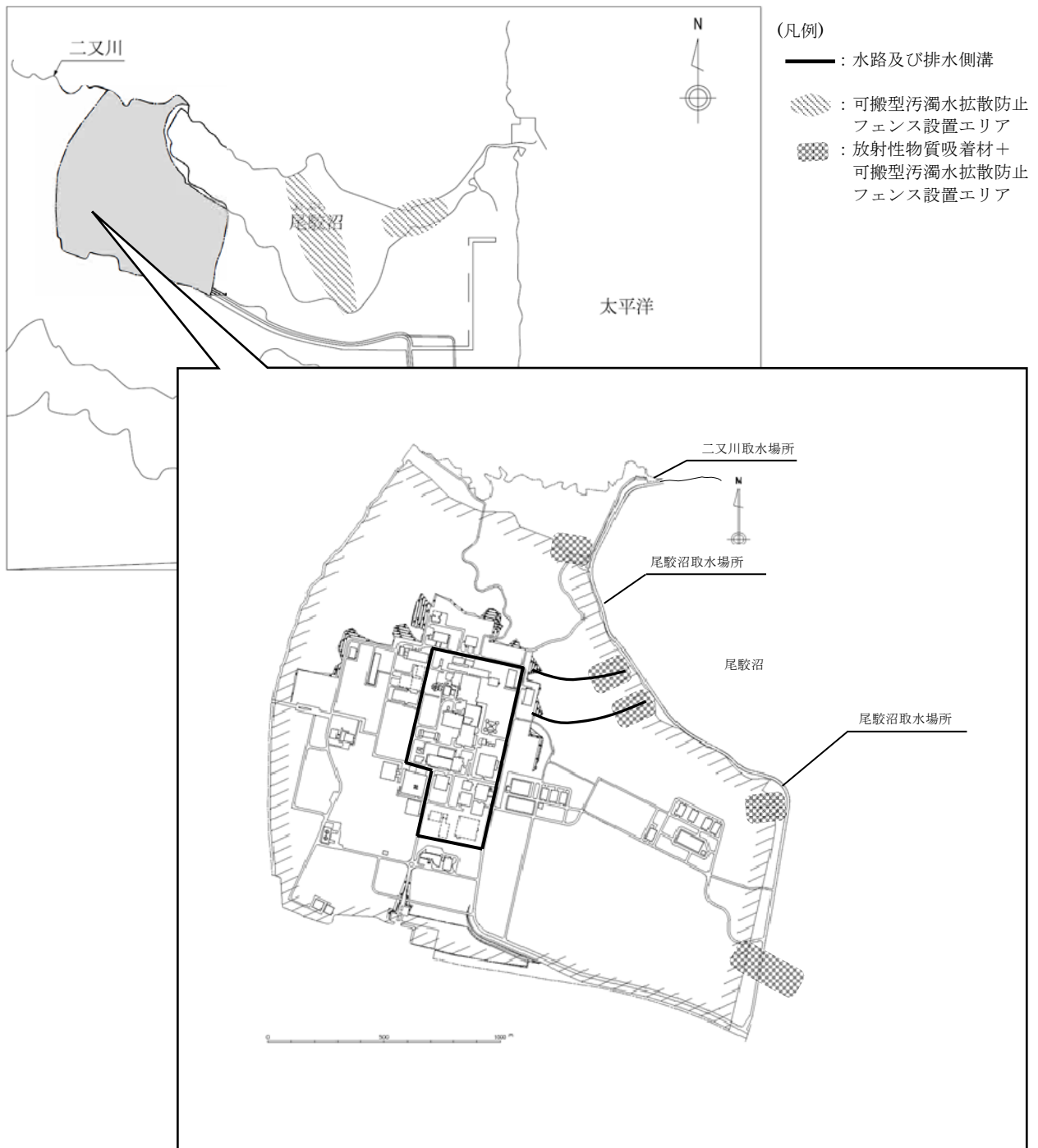
第9.14-S-1図 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備の系統概要図 (その1)
 (大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備)



第 9.14-S-2 図 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備の系統概要図 (その 2)
(工場等外への放射線の放出を抑制するための設備)



第 9.14－S－3 図 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備の系統概要図（その 3）
 （再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災に用いる設備）



第 9.14-S-4 図 海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備の配置図